

愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会発足



愛知県内において発生する産業廃棄物の不法投棄等を未然に防ぐため、愛知県警、愛知県、名古屋市及び（社）愛知県産業廃棄物協会の4者による「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」が設置され、去る6月1日に第1回の会議が開かれました。

警察、行政、業界による組織はこれに先立つ昨年の12月、厚生省、警察庁及び（社）全国産業廃棄物連合会の3者による同様の協議会が発足。その後、18の都道府県においても設置され、愛知県では愛知県警察本部防犯部生活経済課が中心となり運営が行われます。当協会参加の背景は、産業廃棄物不法処理を根本的に解決するためには行政のみならず処理業界の協力が必要であるとの認識があったことにあります。当協会としても、不法投棄をはじめとする産業廃棄物の不法処理問題が、われわれ業界に与える深刻な社会的不信感を醸成していることを強い危機意識を抱いており、本協議会に積極的に協力参加することを決意いたしました。

第1回の協議会では、規約案の審議及び委員を選任した後、愛知県警より最近の産業廃棄物事犯の取締状況について説明がありました。それに伴い、各委員から不法投棄の現状及びその対処方法に関する発言がありました。また、今後の協議会の事業運営については、具体的事業は次回協議会で協議することに決定。

それまでの期間は、各行政機関、協会ともにそれぞれ目的に沿って不法処理防止対策を実施していくことで了承しました。

■愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会規約

1. 名称
愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会という。
2. 目的
愛知県、名古屋市、愛知県警察及び社団法人愛知県産業廃棄物協会との緊密な連携によって、産業廃棄物の不適正処理、不法投棄等の防止と、これらの事犯に対

する迅速かつ的確な対応を行い、もって県民の快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

3. 事業

- (1) 産業廃棄物の不適正処理、不法投棄事犯等に関する諸施策の推進
- (2) 産業廃棄物処理業からの暴力団排除に関する情報の交換
- (3) 産業廃棄物不法投棄事犯防止等の広報啓発活動
- (4) その他協議会の目的を達成するための必要な事業

4. 会員等

本会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

5. 事務局

事務局は、愛知県警察本部防犯部生活経済課に置く。

6. 会議

原則として、年に2回の連絡協議会を開催するものとし、その他必要に応じて会議を開催するものとする。

(附則)

この規約は、平成6年6月1日から施行するものとする。

■愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会会員

愛知県

環境部

環境整備課長

担当課長補佐

担当主任専門員

名古屋市

環境事業局事業部

廃棄物指導課長

指導第1係長

指導第2係長

警察本部

防犯部

生活経済課長

担当課長補佐

担当係長

社団法人愛知県産業廃棄物協会

適正処理委員会委員長

専務理事

